

山梨県バレーボール協会 ヤングバレーボール専門部門（中学部）の設置

ヤングバレーボールチームの設立の気運が高まる中、当面の間、山梨県バレーボール協会中学部にヤングバレーボール専門部門を暫定的に設け、その登録に関する事項等については、次のとおり所掌することとする。

1、目的

本専門部に加入できるチームは、学校部活動において、選手が希望するバレーボール活動を十分に実施・継続することができず、能力を発揮することが困難な生徒等が中心となり、学校を越えて、地域で年間を通じて活動を行い、その成果を発揮し、活躍することができるクラブチームとする。

また、地域で指導者資格(日本スポーツ協会資格)を有する誰もが青少年の指導者等となり、「支えるスポーツ」としてバレーボールを通して地域社会に貢献し、活躍することができることを目的とする。

2、チームの要件

(1) 上記の目的の趣旨に基づいて編成され、年間を通じて、週単位で継続的に活動しているヤングバレーボールクラブで、次の各項に掲げる要件をすべて満たすクラブチームとする。

- ① 募集要項等があり、当該クラブでの活動を希望する選手が所属可能なクラブチームであること。学校の部活動単独チーム、特定の選手のみが所属できるチーム及び明らかに学校部活動単独チームは不可とする。
- ② 日本ヤングクラブバレーボール連盟に有効に登録されたクラブチームとする。
- ③ 山梨県バレーボール協会を通じて、日本ヤングクラブバレーボール連盟に有効に登録された選手と相応の年齢のチームスタッフによって構成されたチームで、責任の所在が明確な成人を代表者とするチームとする。ただし、年齢基準は、2025年度4月2日現在とする。※U14(14歳以下)
- ④ 監督・コーチのうち1名は、公益財団法人日本スポーツ協会公認の指導者資格(コーチ1・コーチ2・コーチ3・コーチ4・マスター)を有し、公益財団法人日本バレーボール協会に有効に登録された者とする。
- ⑤ 山梨県バレーボール協会が認めたチームとする。

(2) チームは、山梨県バレーボール協会に所属している自覚と責任ある行動が求められる。

3, チーム・選手の登録

- (1) MRS個人登録サイト <https://jvamrs.jp/> から注意事項をよく読んだ上でMRS上のチーム登録を行い、山梨県バレーボール協会中学部の登録責任者からの承認を得る。
(継続申請を行うチームはMRS上でチーム継続申請を行い、山梨県バレーボール協会中学部の登録責任者からの承認を得る。)
- (2) 山梨県バレーボール協会専用登録用紙(山梨県バレーボール協会HP及び中学部HPより取得可能)を2部作成し、チーム登録料2,000円を添えて連盟登録責任者に提出する。(R7年度登録責任者…中学部委員長：身延中学校 深澤宏彰)
- (3) MRS個人登録サイト <https://jvamrs.jp/> で選手個人の登録を行い、登録金(選手一人につき700円)を支払う。

※R7年度については、上記登録をR7年5月中にすべて完了するものとする。